

加須市ふるさとづくり寄附（ふるさと納税）に係る特典の協力事業者募集要領

（平成28年6月20日市長決裁）

（令和2年5月7日一部改正）

（令和2年11月1日一部改正）

（令和3年12月8日一部改正）

1 目的

ふるさと納税制度（※）による加須市への寄附促進と地元特産品等のPR・販売促進及び地元産業の活性化などの相乗効果を図るため、市内外在住の寄附者に対し、お礼の品として贈呈する商品や体験型のサービス等（以下「特産品等」という。）を提供いただける協力事業者を募集します。

※ふるさと納税制度とは

ふるさと納税は、ふるさとに対し貢献または応援したいという納税者の思いを実現するため、地方公共団体に対する寄附金税制が見直され、創設された制度です。

ふるさと納税は、一般的には「納税」という名称で認知されていますが、実際には、自分が生まれ育ったふるさとや関わりの深い地域を大切にしたい、応援したいという善意の気持ちを「寄附」という形であらわすものです。

加須市では、平成27年度から寄附者への感謝の気持ちとして、返礼品を贈呈しています。

2 協力事業者の要件

下記の(1)～(3)の要件を全て満たしていること。

- (1) 生産・製造・販売に関する法令等を遵守していること。
- (2) 代表者等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団の構成員でないこと。
- (3) 市税等の滞納がないこと。

※ただし、市が協力事業者として適当でないと認めた場合は、参加できないものとします。

3 募集する特産品等の要件等

- (1) 次のア～オの要件を全て満たしていること。

ア 下記の総務省が定める地場産品基準（平成31年総務省告示第179号）

第5条のいずれかに該当する特産品等であること。（総務省が定める基準が変更となり、変更後の基準に合致しないこととなった場合には、特産品等としての取り扱いを中止することがあります。）

イ 加須市の魅力を伝えることができ、加須市のPRにつながる要素を持つ特産品等であること。

ウ 品質及び数量の面において、安定供給が見込めること。ただし、期間限定及び数量限定で供給可能なものは、提供期間内の数量的な安定供給が見込まれるものであること。

エ 飲食物の場合は、出荷後に適切な賞味期限が保障されるものであること。

オ 食品衛生法、商標法、特許法、著作権法、不正競争防止法など、関係法令を遵守し、違反していない特産品等であること。

(2) (1)の要件にかかわらず、換金性の高い品など、ふるさと納税の趣旨に反するような特産品等はお断りさせていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(3) 特産品等の価格は、送料を除き、梱包料等の必要経費や消費税を含め、寄附金額の3割を上限とします。寄附金額は4,000円以上、1,000円単位とします。

特産品等の配送料に係る費用は、加須市が負担します。

(特産品等の価格の例)

寄附金額	特産品等の上限価格 (事業者価格)	市負担上限額 (消費税を含めた額)
4,000円	1,200円(税込)	1,200円
10,000円	3,000円(税込)	3,000円
30,000円	9,000円(税込)	9,000円
50,000円	15,000円(税込)	15,000円
100,000円	30,000円(税込)	30,000円
1,000,000円	300,000円(税込)	300,000円

■ 地場産品基準

次のア～ケのいずれかに該当するものであること。（総務省が定める基準が変更となり、変更後の基準に合致しないこととなった場合には、特産品等

としての取り扱いを中止することがあります。)

ア 加須市内において生産されたものであること。

イ 加須市内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。

ウ 加須市内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。

エ 返礼品等を提供する加須市内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。

オ 加須市の広報の目的で生産された加須市のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から加須市の独自の返礼品等であることが明白なものであること。

カ ア～オに該当する返礼品等と当該返礼品等との間に関連性のあるものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等が主要な部分を占めるものであること。

キ 加須市内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が加須市に相当程度関連性のあるものであること。

ク 次のいずれかに該当する返礼品等であること。

(i) 加須市が近隣の他の市区町村(加須市を含む)と共同でこれらの市区町村の区域内(加須市を含む)においてア～キのいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの

(ii) 埼玉県が埼玉県内の複数の市区町村(加須市を含む)と連携し、当該連携する市区町村の区域内(加須市を含む)において前各号のいずれかに該当するものを埼玉県及び当該市区町村(加須市を含む)の共通の返礼品等とするもの

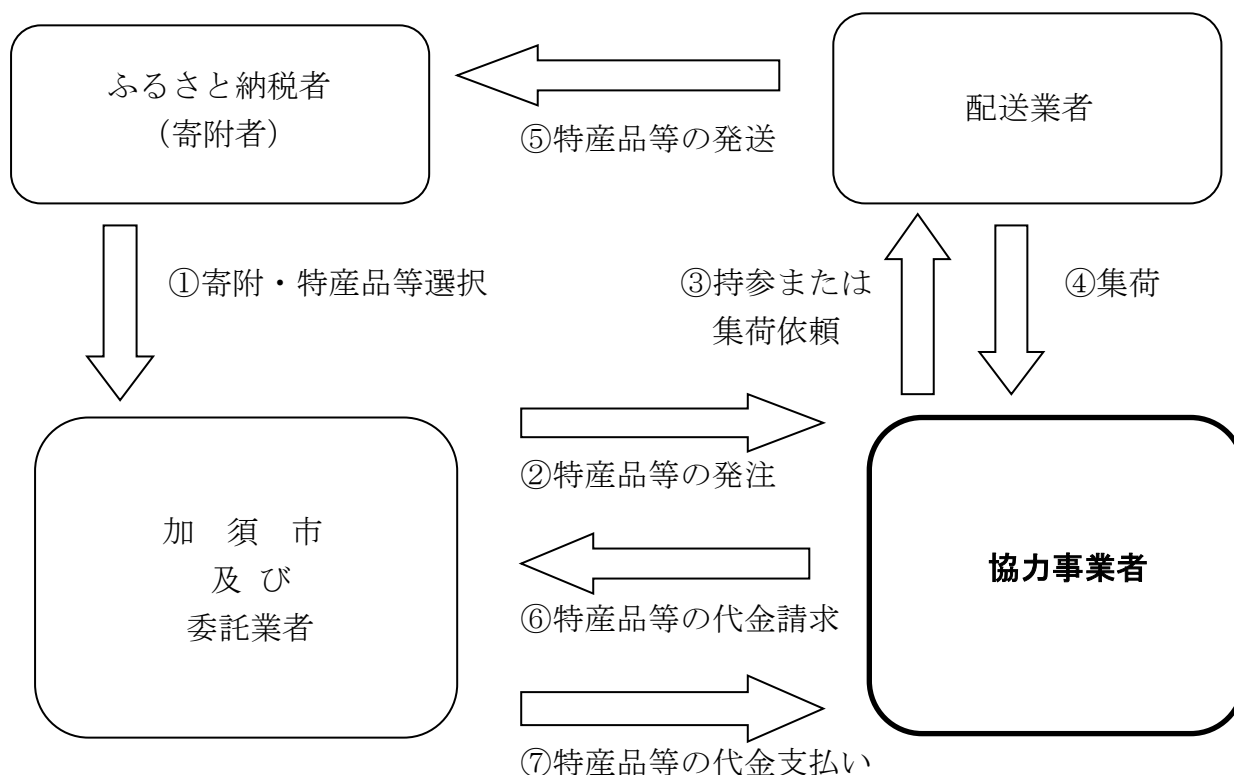
(iii) 埼玉県が埼玉県内の複数の市区町村(加須市を含む)において地域資源として相当程度認識されているもの及び当該市区町村を認定し、当該地域資源を当該市区町村(加須市を含む)がそれぞれ返礼品等とするもの

ケ 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していたア～クのいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。

4 協力事業者のメリット

- (1) 取りまとめ業者が運営するふるさと納税ポータルサイトのホームページに、特産品等の名称、画像及びその内容のほか、事業者名などを掲載します。
- (2) 加須市のホームページからも上記ポータルサイトにリンクを貼ります。
- (3) リーフレットなど市が発行する印刷物に特産品等の名称、画像及びその内容のほか、事業者名などを掲載する場合があります。
- (4) 特産品等の発送時に、自社製品等のパンフレットを同封していただくことで、自社製品の販売促進、PRが可能です。

【事業イメージ】



5 申込方法

別添の申込書に必要事項を記載し、郵送・持参またはメールにより政策調整課へ提出してください。

提出先

〒347-8501 加須市三俣二丁目1番地1
加須市役所 政策調整課 (本庁舎3階③窓口)
Mail : seisaku@city.kazo.lg.jp

6 個人情報の保護

協力事業者は、この事業による業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、加須市個人情報保護条例及び関係法令を遵守することとします。
寄附者の個人情報は、特産品等の送付以外の目的で使用することはできません。

7 その他留意事項

- (1) 協力事業者は、申込みをした特産品等の変更又は辞退をする場合は、あらかじめ市へ報告するものとします。
- (2) 協力事業者は、商品の品質等に関して、寄附者から苦情があった場合は、真摯に対応するものとし、苦情内容については市へ報告するものとします。
- (3) 市は、協力事業者又は特産品等が2及び3に定める要件を満たさなくなったと認める場合は、その登録を中止することがあります。

【問合せ】

〒347-8501
加須市三俣二丁目1番地1
加須市役所 政策調整課
TEL 0480-62-1111 (内線 348)
FAX 0480-62-5981
Mail seisaku@city.kazo.lg.jp